

2 賃金助成及び実施助成内訳

① 訓練計画届の受付番号		② 訓練の種類	<input type="checkbox"/> 一般職業訓練（ <input type="checkbox"/> 育児休業中訓練 <input type="checkbox"/> 中長期的キャリア形成訓練） <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練 <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練（派遣型） <input type="checkbox"/> 中小企業等担い手育成訓練
--------------	--	---------	--

③ 対象労働者 ・氏名（フリガナ） ・雇用保険被保険者番号	一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練		有期実習型訓練（派遣型活用事業主）		
	④ OFF-JTの実施時間	⑤ OJTの実施時間	OFF-JTの実施時間		OJTの実施時間
			⑥ 派遣元事業主	⑦ 派遣先事業主	⑧ 派遣先事業主
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間
-	時間	時間	時間	時間	時間

※<>は生産性要件の適用を受ける場合の増額分

⑨ OFF-JTの実施時間の合計

④欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円

中小企業 760円
 < 中小企業 200円 >
 大企業 475円
 < 大企業 125円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑩ OJTの実施時間の合計

⑤欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円

中小企業 760円
 < 中小企業 200円 >
 大企業 665円
 < 大企業 175円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑪ 有期実習型訓練（派遣型）OFF-JTの実施時間の合計

⑥欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円

中小企業 760円
 < 中小企業 200円 >
 大企業 475円
 < 大企業 125円 >

⑦欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円

(小数点以下は計算後に切り捨て)

⑫ 有期実習型訓練（派遣型）OJTの実施時間の合計

⑧欄の合計 時間 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円

中小企業 760円
 < 中小企業 200円 >
 大企業 665円
 < 大企業 175円 >

(小数点以下は計算後に切り捨て)

賃金助成額 (D) = (A) ~ (C)

円

実施助成額 (G) = (E)、(F)

円

様式第5号（別添様式2）（第2面）

留意事項

派遣元事業主が対象労働者にOFF-JTを実施した場合に派遣元事業主に貸金助成を支給し、派遣先事業主が対象労働者にOFF-JTを実施した場合に派遣先事業主に実施助成を支給します。派遣元事業主への貸金助成と派遣先事業主への実施助成を重複して支給することはありませんので、ご留意願います。

貸金助成と実施助成の支給のイメージ		支給の状況
4月1日 ～4月5日	派遣元事業主（大企業） 経費（受講料等）を負担してOFF-JTを実施 （実施時間30時間）	派遣元事業主に貸金助成（30時間×475円=14,250円）を支給 （派遣先事業主に実施助成は支給しない。） 派遣先事業主に実施助成（50時間×760円=38,000円）を支給 （派遣元事業主に貸金助成は支給しない。）
4月8日 ～4月19日	派遣先事業主（中小企業） 経費（受講料等）を負担してOFF-JTを実施 （実施時間50時間）	派遣元事業主と派遣先事業主が実施したそれぞれのOFF-JT時間（※） に応じて、派遣元事業主に貸金助成（40時間×475円=19,000円）、 派遣先事業主に実施助成（40時間×760円=30,400円）を支給
4月22日 ～5月31日	経費（受講料等）を双方で負担してOFF-JTを共同実施 （実施時間：派遣元事業主40時間、派遣先事業主40時間）	※ 派遣元事業主と派遣先事業主が実施した時間に分けることができ ない場合は、派遣先事業主と派遣元事業主が合意して決めた任意 の時間により算出。

提出上の注意

本様式は、派遣型の有期実習型訓練を派遣先事業主が、派遣元事業主と共同で作成し提出してください。

記入上の注意

- ①欄は、管轄労働局長の確認を受けた「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース（一般職業訓練、育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練））計画届」「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース（有期実習型訓練））計画届」及び「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース（中小企業等担い手育成訓練））計画届」の受付番号を記載してください。
 - ②欄は、対象労働者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記載してください。
 - ③欄及び⑤欄は、対象労働者ごとの助成対象となるOFF-JT又はOJTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
 （例）助成対象となる訓練時間数が12時間20分だった場合
 助成対象となる訓練時間数=12 20/60時間
 - ④欄は、有期実習型訓練（派遣型）を実施した場合に、派遣元事業主が実施した助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
 - ⑦欄は、派遣先事業主が実施した助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
 - ⑧欄は、派遣先事業主が実施した助成対象となるOJTの時間数を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。
 - OFF-JTの1人1コースあたりの助成時間の上限は1200時間、OJT1人1コースあたりの助成時間の上限は680時間（中小企業等担い手育成訓練においては、一定の要件を満たした場合は1,020時間）となります。
 - ⑨欄は、④欄の一般職業訓練、有期実習型訓練、中小企業等担い手育成訓練のOFF-JT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、貸金助成額を計算してください。
 - ⑩欄は、⑤欄の有期実習型訓練及び中小企業等担い手育成訓練のOJT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、実施助成額を計算してください。
 - ⑪欄は、派遣元事業主が実施したOFF-JT実施時間の合計時間、派遣元事業主が実施したOFF-JT実施時間の合計時間にそれぞれに助成単価をかけて貸金助成額を計算してください。
 - ⑫欄は、⑧欄の有期実習型訓練（派遣型）のOJT実施時間の合計時間に助成単価をかけて、実施助成額を計算してください。
- 12 生産性の向上が認められる要件については、人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）パンフレットをご確認ください。
- ※1 「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせることで実施する職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。
- ※2 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
- ※3 「OJT」とは、適格な指導者（事業主、役員等訓練実施事業所の事業により報酬を受けている者、又は従業員として当該事業所から賃金を受けている者）の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。
- ※4 「対象労働者」とは、有期実習型訓練及び中小企業等担い手育成訓練のOFF-JT及びOJTの受講時間数のうち支給対象と認められた訓練時間数に、対象労働者の自己都合退職、病気、怪我等事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった場合は当該時間数を加えた時間数が、計画時間数のそれぞれ8割以上ある者のことをいいます。